

評価基準

1 目的

この基準は、下関市学校給食費等徴収管理システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を実施するにあたり、応募者の中から最優秀候補者を選定すると共に、事業を実施する候補者を選定するための基準を示すものであり、実施要領と一体のものである。

なお、選定方法及び評価項目を示すことで、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

2 審査体制

審査委員会により行う。

3 審査方法

審査は、応募者の参加資格について審査する書類審査と、企画提案書の内容をプレゼンテーション及びヒアリングにより把握し、最優秀候補者を選定する内容審査にて行う。

なお、書類審査は事務局が行い、内容審査は審査委員会が審査する。

4 審査における評価の基準と配点

内容審査については、別表「評価項目及び配点」により評価し得点化する。

5 書類審査

応募者から提出された参加申込書について、書類が整っているか、参加資格を満たしているか審査を行う。

6 内容審査

応募者から提出された提案書について、仕様書を満たしているか審査を行う。

応募者が行うプレゼンテーションにより提案内容を確認し、仕様書以上のサービス向上が期待できるのか、実現性があるのか審査するとともに評価を得点化する。

得点化された総合評価の点が最も高い者を最優秀候補者とし、事業の優先交渉権者とする。

なお、総合評価の点が同点の場合は、1. 提案内容の点が最も高い者を最優

秀候補者とし、事業の優先交渉権者とする。

7 審査結果の公表

審査結果については最優秀候補者の選定後、参加者に通知するとともに、本市ホームページにて公表する。